

この度の修正決算について

平成 25 年度と平成 26 年度の期末に、翌年度分としていただいた会費をその期の収入とせず「前受け金」として預かり、翌年 4 月に会費収入とする会計処理を行ってきました。

このままでも会計上は問題がないのですが、認定申請とのからみで不都合があることが県の指導でわかりました。認定申請時の公益判定上、だいたいょうぶは賛助会費も対価性のない寄付金として取り扱うこととしております。「賛助会費を寄付金として取り扱うならば、寄付金と同様に、賛助会費も実際に受け取ったその日の寄付収入として（受取日の属する年度の収入として）取り扱う必要がある」と、内閣府の Q&A に記載されており、そのように処理する必要があるとのことでした。

この指摘を受け、対応について内部で話し合いを持ちました。その結果、県からの指導通りの会計処理に改め、修正決算を行い、臨時総会を開いて皆様の承認を得るのが本筋であろうとの結論に達しました。

決算を改めることなど本来あってはいけないことと、重々承知しておるところです。関係の皆様には、ご迷惑をおかけして、大変申し訳ありませんでした。今後こういったことが無いよう、より適正な運営を心がけてまいります。事情等ご勘案の上、何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成 28 年 1 月 14 日

特定非営利活動法人だいたいょうぶ
理事長 畠山 由美
事務局 前田 利一
会計担当 沼尾 泰子